

◇一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 特定任期付職員の給料月額を改定することにしました。
- 2 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めることにしました。
- 3 この条例は、公布の日（令和7年11月28日）から施行し、令和7年4月1日から適用することにしました。ただし、一部の規定は、令和7年12月1日又は令和8年4月1日から施行することにしました。

（総務局人事部給与課）